

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 29 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する Q & A（令和 3 年 3 月 29 日）」
の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善加算に関する Q & A（令和 3 年 3 月 29 日）」につきまして、下記のとおり掲載しましたので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

記

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護
> 障害者福祉 > 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

【掲載資料】

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する Q & A（令和 3 年 3 月 29 日）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111 評価・基準係（内線3036）